平成２６年（フ）第１７７号
静岡市清水区築地町８番16号
破産者　三好　房子
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７８号
静岡市清水区築地町８番16号
破産者　三好多恵子
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５５号
京都市西京区嵐山中尾下町34―１　三井物産嵐山寮内、住民票上の住所神戸市北区南五葉２丁目４番６―508号
破産者　工藤　和彦
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５０号
鳥取県鳥取市西品治85番地　ガーデンコート寿302号、旧住所鳥取県鳥取市南町525番地スカイタウン501号
破産者　堀田　洋枝
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８９号
山口県下関市一の宮町２丁目５番９―606号アイムス一の宮
破産者　梶山　　勉
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
佐賀県唐津市鏡3544番地１　ルイシャトレ鏡106号室、破産手続開始決定時の住所佐賀県唐津市鏡4197番地７
破産者　野﨑　秀行
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第９８号
佐賀県唐津市二タ子３丁目10番15号
破産者　岩﨑美代子
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１０１号
大分市敷戸台２丁目12番１号
破産者　野上　邦彦
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第９４７号
さいたま市南区別所１丁目16番８号
破産者　株式会社トップ
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２３号
千葉県館山市北条1881番地の１
破産者　株式会社松田屋
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５９号
千葉市中央区星久喜町1210番地　市営住宅星久喜町第１団地３棟304号
破産者　池上めぐみ
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２４９号
富山県黒部市田家新1440番地
破産者　木下間四郎
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
鳥取県鳥取市青谷町河原575番地１
破産者　青谷和紙株式会社
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６１号
北海道函館市湯浜町11番19号
破産者　有限会社まつむら
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１８２号
東京都町田市成瀬が丘２丁目５番地７フロイントハイム樋口203
破産者　長沼　哲也
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３５６号
岐阜県関市豊川町33番地
破産者　濃飛建材株式会社
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３５７号
岐阜県関市豊川町８番地
破産者　濃飛住宅株式会社
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９４号
大阪府羽曳野市誉田３丁目16番15号、前住所大阪府羽曳野市栄町10番２　501号
破産者　守谷　久恵
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係